

株式分割に関する基準日設定公告

平成 30 年 6 月 15 日

株主各位

東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号
六本木ヒルズ森タワー 8F
Fringe81 株式会社
代表取締役 CEO 田中 弦

当社は、平成 30 年 5 月 11 日開催の取締役会において、平成 30 年 7 月 1 日(日曜日)付をもって、当社普通株式 1 株を 4 分割にすることを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当を受ける権利の基準日を平成 30 年 6 月 30 日(土曜日)と定めましたので公告いたします。

なお、上記株式分割に伴い、会社法第 184 条第 2 項の定めに基づき、平成 30 年 7 月 1 日付をもって当社定款第 6 条の発行可能株式総数を 9,000,000 株から 36,000,000 株に変更することを併せて決議いたしましたので、お知らせいたします。

以上

お知らせおよびご注意

1. 株式分割後のご所有株式に関するご案内は、平成 30 年 8 月上旬にお届け先住所にお送り申し上げます。
2. 平成 30 年 7 月 1 日付にて、株式分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関への振替口座簿に記録されることとなります。
3. (1) 住所変更、改姓名等の各手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いいたします。
(2) 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関 三井住友信託銀行株式会社
東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
0120-782-031